

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 4 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 3 年 9 月 6 日(月) 午後 1 4 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第4回委員会議事録

1. 開催日時 令和3年9月6日(月) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
藤本 昭 夫
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
疋田 一 則
清家 皆 一
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
本庄 新

欠席委員 無し

事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、大竹主任

漁業管理課 甲斐主任

臨席者 無し
4. 議事録署名委員 渡邊英敏委員、濱田貴史委員
5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間
について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第4回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の大塚です。よろしくお願ひいたします。

通常ならここで県の方からご挨拶を申し上げるところですが、今日は景平審議監と高野漁業管理課長が二人とも出席する予定でしたが、急遽議会の対応にかかっておりまして、今日は欠席をさせて頂いてます。そのため、挨拶は省略させて頂きます。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中15名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に、資料の確認をいたします。

本日は「議案書」と資料①の合計2部をお配りしています。不足がある場合は事務局にお知らせください。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願ひします。

議 長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。渡邊委員と濱田委員にお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の2ページをお開きください。

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についてです。

小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業ほか6件の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求め

られているものです。

3 ページが知事からの諮問文です。

次の4 ページをご覧ください。まず、1 の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う7件について、一覧にしております。表の上から順番に説明します。

表の一番上の小型機船底びき網漁業手続第2種こぎ網漁業は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「えび類、雑魚」です。現在、10者に許可しておりますが、今回公示に至った背景としては、佐伯市の上入津支店所属の漁業者から新規許可取得の要望が出たことに伴うものであり、要望書は7ページに添付しております。

4ページに戻っていただいて、次にいぼだい建網漁業です。これは、固定式刺し網漁業の1種で、魚の通り道に張った帯状の網を海底に固定して、魚をとる漁業で、主な漁獲対象魚種は「いぼだい」です。例年、別府湾において2ヶ月の短期間で許可しており、今年度も漁業者からの要望を受けて許可をしようとするものです。昨年の漁期は7者に許可をしております。要望書は9ページに添付しております。

4ページに戻っていただいて、次に棒受け網漁業です。これは、夜間漁船に明かりを灯して海面を照らし、集まった魚介類を棒に渡した網ですくいとる漁法で、主な漁獲対象種は、いわし、あじ、さばです。現在は7者に許可をしております。こちらは、許可の有効期間満了に伴う公示です。

次に、「刺し網漁業」です。これは、帯状の網を用いて、泳いで来る魚介類をからめとる漁業で、主な漁獲対象種は許可毎に異なりますが、「さわら、まながつお、すずき等」です。現在、10の漁業種類で

244者に許可をしております。こちらも、許可の有効期間満了に伴う公示です。

次に、「小型機船底びき網漁業手続第3種貝けた網漁業」で

す。これは、「けた」と呼ばれる鉄製の枠のついた網を海底に沈めてひいて魚介類をとる漁業で、主な漁獲対象種は、「カレイ類やくるまえび等」です。現在、76者に許可をしております。

この漁業は、山口県、福岡県と海域を共有する周防灘において行うものであるため、毎年周防灘3県連合海区漁業調整委員会において、操業上の取り決めに決定しております。今年度は委員会が8月に開催され、当漁業の操業始期について承認されたことを受け、今回公示を行うものです。

最後に、山口県漁業者及び宮崎県漁業者が本県海域にて行うふぐはえ縄漁業について合わせて説明します。ふぐはえ縄漁業は、一本の幹縄（みきなわ）に針のついた枝縄（えだなわ）を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとる漁法で、主な漁獲対象種は「ふぐ」です。

当漁業は、本県では昭和62年に許可漁業となりました。当時、他県の漁業者で、大分県海域で操業していた者に対しては、引き続き入漁を許可することとした経緯があり、それ以降山口県とは毎年覚書を締結して入漁許可を出しており、宮崎県漁業者に対してもこれに準じた取扱いをしております。現在、山口県の6漁業者、宮崎県の12漁業者に許可をしております。今回、許可の有効期間が満了することに伴い、公示を行うものです。

以上が、今回公示しようとする漁業の概要です。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。なお、今回は公示する漁業種類が多いことから、各漁業種類の表の一番目のみ説明します。

資料①をご覧ください。

まずはじめに、小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業です。

1ページをごらんください。制限措置等に関する公示文です。漁業法及び漁業調整規則の規定に基づいて、制限措置及び申請期間を知事が定める旨を記載しています。

次の2ページが、公示する制限措置の具体的な内容を記載しています。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は、許可毎、操業区域毎に許可方針において定めた整理番号であり、今回は「2-1-6」です。その右の欄から具体的な制限措置の内容です。「漁業種類」は、「手繰第2種こぎ網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、今回漁協より要望のあった1隻としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワ

ット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、3ページに図面を掲載しています。

表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「1月1日から12月31日」までの周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「佐伯市蒲江に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和3年9月14日から令和3年10月14日まで」の1ヶ月間とします。

制限措置のうち、船舶の総トン数から漁業を営む者の資格までは従来の許可の内容と同じです。このあと説明する漁業についても、従来と同じ内容で許可するための制限措置となっています。

以上が、小型機船底びき網漁業手続第2種こぎ網漁業についての説明です。

次に、「いぼだい建網漁業」です。5ページをお開きください。

表の構成は、先ほどの説明と同じです。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は、短期許可漁業の場合には定めていないため、ありません。その右の欄の「漁業種類」は、「いぼだい建網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、当該漁業は、県が許可をする船舶等の数を制限する漁業ではないため、「定めなし」としています。その右の欄の「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」も同様に、制限を定めないため「定めなし」としています。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、6ページに図面を掲載しています。

表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「11月1日から12月31日」までの2ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「杵築市（山香町及び大田を除く。）、速見郡日出町、別府市又は大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。）に住所を有する者」です。

いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするため、「周年」とします。

以上が、いぼだい建網漁業についての説明です。

続いて、「棒受け網漁業」です。8ページをお開きください。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は「7-1-1」です。その右の欄の「漁業種類」は、「いわし、あじ、さば棒受け網漁業」です。

漁業種類の右の欄からの「許可等をすべき船舶の数」「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」は先ほどの漁業と同様に、制限を定めないため「定めなし」としてあります。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、9ページに図面を掲載しています。

表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「1月1日から12月31日」までの周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、許可の有効期間中は随時受け付けることとするため「周年」とします。

以上が、棒受け網漁業についての説明です。

続いて、「刺し網漁業」です。11ページをお開きください。

一番上の「さわら流し刺し網漁業」を例に説明します。

表のいちばん左の欄の「番号」は、「8-1-1」です。その右の欄の「漁業種類」は、「さわら流し刺し網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、「6人」です。その右の欄の「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」は、制限を定めないため「定めなし」としてあります。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、16ページに図面を掲載しています。

表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「3月1日から12月31日」までの10ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者」です。

いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和3年9月14日から令和3年9月30日まで」の約2週間とします。

以上が、豊前海を操業区域とするさわら流し刺し網漁業についての説明です。

刺し網漁業は、このほかにも操業区域、目的とする魚種ごとに多くの許可に分かれています。個別の説明は省略します。資料の11ページから42ページにそれぞれの制限措置と操業区域図を載せておりますので、後ほどご確認ください。いずれも、現在行っている許可漁業の内容と変更はありません。

続いて、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業です。44ページをお開きください。

この漁業は、大分県海域のみで行うものと、大分県海域に加え周防灘3県の共通海域で行うものとで許可が異なります。上段の

大分県海域のみで行うものを例に説明します。

表のいちばん左の欄の「番号」は、「2-2-2」です。その右の欄の「漁業種類」は、「手繰第3種貝けた網漁業（大分県専管海域）」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、「75隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、46ページに図面を掲載しています。

表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「令和3年10月8日から令和3年11月9日まで」までの1ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者であって、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者」です。

いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和3年9月14日から令和3年9月30日まで」の約2週間とします。

以上が、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業についての説明です。

続いて、「県外漁業者の行うはえ縄漁業」です。49ページをお開きください。上段の山口県漁業者の入漁を例に説明します。

左から2番目の漁業種類は、ふぐはえ縄漁業（山口県漁業者）です。

漁業種類の右の欄からの「許可等をすべき漁業者の数」「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」は、制限を定めなため「定めなし」としてあります。さらに、右の欄の「操業区域」は、豊後水道の大分県海域で共同漁業権区域を除く海域となっています。

続いて「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「8月20日から翌年の3月31日まで」の約7ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「「豊後水道における山口県の大分県入漁の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者」で、この覚書については議案書の10ページに掲載しておりますので、別途ご参照ください。

いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時受け付けることとするため「周年」とします。

以上で、今回公示する制限措置の内容について説明を終わります。

なお、制限措置の公示については、これまで県報に掲載する形をとっておりましたが、迅速な公示及び閲覧の利便性向上を図るために、県のホームページへの掲載による公示へと変更することを検討しております。これについては、担当部局と協議中ですので、協議が整えば、今回の公示から変更したいと考えておりますので、ご承知ください。

引き続き、議案書の5ページに戻っていただいて、「4 本件公示の申請期間」について説明します。表の下の米印を先にご覧ください。大分県漁業調整規則の規定により、申請期間は1ヶ月以上設けることが原則となっております。ただし、1ヶ月以上設けることが、漁業の時機の喪失につながる場合は、それより短い申請期間を設けることも可能となっております。これを適用し、1ヶ月未満の申請期間としたのが、表中下線を引いたものです。今回、「さわら流し刺し網漁業」「大分県専管海域における小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業」の3つの漁業において、申請期間を「9月14日から9月30日まで」の1ヶ月未満としております。

そのほかの漁業については、原則1ヶ月以上もしくは周年としております。

続いて「5 許可の有効期間の短縮」についてです。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第

15条第1項において規定されており、本日説明した漁業は全て5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は、許可の有効期間を、①から③の漁業で短縮しますので、それぞれについて説明します。

①小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業です。

既存の許可の有効期間中の新規許可であることから、許可の通知日から、既存の許可の満了日である令和8年8月31日までの約4年と11ヶ月にします。こうすることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切り替えが可能となるため、許可の有効期間を短縮するものです。

次に、②いぼだい建網漁業です。毎年、漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であることから、漁業時期である2ヶ月間に短縮するものです。

次に、③山口県及び宮崎県の漁業者の行うふぐはえ縄漁業で

す。こちらにも、入漁に係る漁業調整上の問題がないか確認が必要であることから、1年間の許可としています。

許可の有効期間については以上です。

最後に「6 許可しようとする船舶の上限数の変更」をご覧ください。

今回新規許可の要望に基づいて公示する「小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業」は、現行の上限数10隻に対し、許可実績も10隻となっております。そのため、今回、新規に許可するためには、上限数を1隻増やす必要があります。

このような場合は、県の中で漁業調整上問題が無ければ、海区漁業調整委員会の意見を聞いたうえで上限を変更することが可能であり、今回は、議案書の8ページにありますように関係する県南地区の漁業運営委員長会において同意を得ていることから、漁業調整上の問題は無いと考えております。

また、下の参考をご覧ください。許可しようとする漁業と同じ海域におけるH25年以降の許可実績を示したのになります。ご覧のとおり、いずれの許可も減少してきていることから、今回1隻増やしたとしても、資源への影響は少ないものと考えております。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

清家委員 宮崎県のはえなわ漁業は実際に大分県に来ているのですか。

事務局長 許可をする前に毎年実績を確認していますが、向こうの自己申告ですが、こちらに来て何かしらの水揚げをしているというように言われています。

清家委員 あまり見たことないので、分かりました。

議長 他にご意見もないようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、「令和3年度連合海区漁業調整委員会の開催状況及び今後の予定について」事務局から説明してください。

事務局長 議案書の12ページをご覧ください。各連合海区漁業調整委員会の今年度の開催実績と開催予定についてご報告します。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、いずれもウェブ会議での開催としております。

周防灘三県連合海区は8月2日に開催されまして、当海区からは5名の委員の皆様にご出席いただきました。委員会では、当海区の本庄委員が会長に選任され、三県漁業協定書の更新などの議案が問題なく承認されております。

次に大分・宮崎連合海区は、8月31日に開催されまして、当海区からは5名の委員の皆様にご出席いただきました。委員会では当海区の本庄委員が会長に選出され、まき網漁業の相互入会に関する協定の更新等の議案について、これまでと同じ内容で問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が9月8日に水産会館の4階会議室で開催される予定となっております。当海区からは4名の委員の皆様にご出席していただく予定となっております。例年通り委員会指示の発出等の議案について審議していただく予定となっております。

最後に豊予連合海区が9月13日に県庁本館8階の82会議室で開催される予定です。当海区からは6名の委員の皆様にご出席していただく予定となっております。例年通りまき網入漁に関する協定の更新等の議案について審議していただく予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告にご質問はありますか。

ありませんね。以上で本日予定していた議案、報告すべて終了しましたので、委員会を終了します。

事務局長 長時間にわたるご審議誠にありがとうございました。

次回委員会は10月8日に予定しています。詳細は後日連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第4回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年9月6日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員